

土地売買契約書（案）

売主東京都あきる野市を甲とし、買主_____を乙とし、甲乙間において、次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（売買物件及び売買代金）

第1条 甲は、その所有する別紙に記載する売買物件（以下「この土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

2 売買代金は、_____円とする。

（契約保証金）

第2条 乙がこの土地について納入した入札保証金2, 283, 000円は、契約保証金として全額充当するものとする。

（代金の支払）

第3条 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金を売買代金に充当するものとし、乙は、残りの売買代金について、次項により支払うものとする。

2 乙は、残りの売買代金を、甲が指定した銀行口座への振込により、令和7年7月2日までに支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 この土地の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定によりこの土地の所有権が移転したときは、所有権移転の登記を嘱託するものとする。

3 前項の所有権移転登記に必要な費用は、乙の負担とする。

（土地の引渡し）

第5条 この土地は、乙が売買代金を完納したとき、甲から乙に引渡しがあったものとする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、この土地の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

（権利の消滅）

第7条 甲は、この土地について第三者が権利を有するときは、第4条第2項に規定する所有権移転登記嘱託の日の前日までに、その一切の権利を消滅させなければならない。

2 前項の消滅に要する費用は、甲の負担とする。

（契約に係る費用）

第8条 この契約締結に係る費用については、乙の負担とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。この場合、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都あきる野市二宮350番地

甲 東京都あきる野市

あきる野市長 中 嶋 博 幸

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇 〇〇

別紙

売買物件目録

1 土地

所 在 地	地 目	地 積（公簿）
あきる野市小峰台 8 番 1	宅 地	1，6 0 6．7 7 m ²

2 土地に付帯する工作物等

工作物等の所在地	あきる野市小峰台 8 番 1
種 類	アスファルト舗装（約 1，6 0 0 m ² ）、ネットフェンス（約 1 6 0 m）、電線引込柱（1 本）、外灯（3 基）等